

令和3年3月22日

市内小・中学校 保護者 各位

座間市教育委員会

国における緊急事態宣言解除に伴う市内小・中学校における教育活動について

日頃より本市の教育活動に御理解、御協力くださいまして、御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大により、1月7日に国から緊急事態宣言が発出され、本市においても、新型コロナウイルス感染症の感染防止には最大限の配慮をし、国や県の資料を参考にしながら、3学期の教育活動を行ってきました。

3月18日、国の神奈川県を対象とする緊急事態宣言が3月21日をもって解除されましたが、市教育委員会としましては、引き続き感染対策を継続しながら、次のとおり教育活動を行っていきたいと考えていますので、御理解、御協力をお願いいたします。

なお、今後、状況の変化に応じて、判断を見直します。

留意事項

- 新型コロナウイルス感染防止については、引き続き配慮をしていきます。御家庭でも、登校前の検温や健康チェック、マスクの着用等、御協力をお願いいたします。
- 発熱等の風邪の症状がある場合等には自宅で休養し、登校しないことの徹底をお願いします。なお、今後は、本人に症状がなければ、同居の御家族に症状があっても、登校して構いません。（心配な場合は、今まで同様、欠席扱いではなく、出席停止扱いとします。）
- 学校の教育活動は、感染リスクの低い活動から、少しずつ再開します。
- その他、感染が再び増えることには十分注意しながら、指導・支援してまいりますので、登下校時や帰宅後の外出時等を含め、引き続き、御家庭でも御協力をお願いします。
- 引き続き、御心配な点がありましたら、学校に御相談ください。また、学校からはお便り、一斉メール、ホームページを使って、随時連絡をしていきます。

座間市教育委員会 教育指導課 046-252-8732
学校教育課 046-252-8749